まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和3年度 川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する 取組評価」について

資料 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」(川崎市住宅供給公社)

参考資料 1 令和 3 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組 評価」について

参考資料2 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

まちづくり局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和3(2021)年度)

法人名(団体名) 川崎市住宅供給公社

所管課

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

「川崎市住宅基本計画」の政策の理念「すべての市民が安心し、ゆとりを持って、共に住み続けられる活力ある持続可能な地域社会の実現」において、公 社の役割を次のとおり位置付けています。

- ・住宅政策実施のパートナーとしての役割
- ・まちづくり施策と連携した事業展開
- ・NPO等の中間支援組織としての機能・役割の重視
- ・コラボレート機能の強化
- ・健全な住宅市場の育成に向けた住情報拠点としての役割

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画	基本政策	施策	
	等	生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづ くり	誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	
	分野別計画	川崎市住宅基本計画		

4カ年計画の目標

「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的 に実施します。

- ・川崎市の管理代行者として適切な入居管理を行い、また、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、市の住宅施策と連携した「市営住 宅管理事業」を推進します。
 ・川崎市との連携及び公社独自の取組を付加した「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
- ・公社管理物件の高い入居率を維持し、適切な管理を実施することにより、「賃貸住宅管理事業」を実施し、経営基盤の充実・強化を図ります。

П	2. 本	市施策推進に向けた事	事業取組							
	取組No.	事業名	指標		現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	実績値 (令和3 (2021)年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
			長期空家の戸数	戸	167	87	13	a	A	
	1		市営住宅等使用料収納率の向上	%	98.85	99.41	99.53	а		I
			事業別の行政サービスコスト	千円	3,370,937	3,544,650	4,593,967	4)	(2)	
		パートナーシップ事業	パートナーシップ事業として実施する事業数	事業	5	5	3	C	С	
	2		すまいの相談窓口における専門相 談先等へのマッチング件数	件	209	220	458	a	0	п
			事業別の行政サービスコスト	千円	26,921	26,248	12,989	1)	(2)	
	3	賃貸住宅管理事業	公社管理物件への入居率	%	94.5	94.5	97	а	A	I
	9)		事業別の行政サービスコスト	千円	19,120	2,193	1,606	1)	(1)	1

	3. 紹	営健全化に向けた取給	I.									
	取組No.	取組ML 項目名 指標		単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	実績値 (令和3 (2021)年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性		
l		人情報資産の保全の取組	プライバシーマークの取得及び運用	-	プライバシー マーク取得に 向けた方針決 定	プライバシー マーク更新	プライバシー マーク更新	а	Α	I		
	4. 業務・組織に関する取組											
	取組No.	項目名	指標		現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	実績値 (令和3 (2021)年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性		
	1	コンプライアンス	コンプライアンスに反する事案の発 生件数	件	0	0	0	а	A	I		
	2	人材育成	人材育成計画に基づく研修への参 加率	%	62.7	70.0	100.0	а	Α	I		

(※1)【a. 目標值以上、b. 現状値以上~目標值未満、c. 目標達成率60%以上~現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

- (行政サービスコストに対する達成度については、1)、実績値が目標値の100%未満、2)、実績値が目標値の100%以上~110%未満、3)、実績値が目標値の110%以上~120%未満、4)、実績値が120%以上)
- (※2)[A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った]
- (※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】
- (※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

- ・「川崎市住宅基本計画」に位置付けられた公社の役割を果たすため、市営住宅や公的賃貸住宅等の住宅の管理を適切に行うとともに、すまいの相談窓口
- 等の川崎市の施策に関連した事業を実施し、市の住まいに関する施策の推進に努めました。 ・書類の誤送付という事案に対しては、今後同様の事故を発生させないよう、令和2年度に見直しをした事務処理を徹底するとともに、公社全職員に対して の研修を行いました。

【令和3(2021)年度取組評価における総括コメント】

- ・本市施策推進に向けた事業取組のうち、「パートナーシップ事業」については、市からの委託事業の終了により一部目標未達成となっていますが、それ以 外の事業については、目標を概ね達成していることから、「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえて事業の実施ができたものと考え ています。
- ・経営健全化に向けた取組及び業務・組織に関する取組についても目標を達成しており、引き続き、個人情報保護対策の充実、コンプライアンスの推進、職 員のスキルアップに向けた効果的な人材育成に取り組んでいただきたいと考えています。
- ・今後も引き続き、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組の実施、住宅事業者としてのノウハウを活かした、地域に根差した実施主体としての住まいに関する施策推進等について期待します。

2. 本市施策推進に	に向けた事業取組①(令和3(2021) 年度)
事業名	市営住宅管理事業
計 画 (Plan)	
指標	市営住宅等に係る適切な入居管理及び使用料収納率の向上
現状	市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理や効果的な入居・管理体制の導入及び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等の課題を踏まえ、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の提供を図ることが求められています。なお、空家に関しては、過去1年間で平均9倍程度の募集倍率がある一方で、1年以上入居者が決まらない空家も一定数あることが課題となっています。
行動計画	川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多くの入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持管理を進めるとともに、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
具体的な取組内容	・川崎市営住宅管理業務仕様書等に基づき、市営住宅維持管理業務、市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施します。 ・入居者募集業務については、令和元年度から実施している年4回の定期募集及び申込順で入居者を募る常時募集を継続して実施することにより、長期空家の縮減に努めます。 ・滞納整理業務については、電話、戸別訪問、面談等により滞納者の属性、家族構成、生活や収入の状況等を把握し、使用料の納付を継続できるかを判断のうえ、必要に応じ福祉部門とも連携のうえ、入居者に寄り添ったきめ細やかな対応を行います。また、毎月の収納を確実にするため、口座振替の推進、生活保護世帯には代理納付制度の案内や収入申告書の提出を働きかけることにより、滞納金額及び期間を縮減することで収納率の向上に努めます。 ・単身死亡や承継無資格等の未手続案件への早期対応と迷惑行為者に対する是正指導を強化し、市営住宅の使用の適正化を図ります。・新型コロナウイルス感染症対策については、昨年度に引き続き、事務所窓口は非接触式体温計や飛沫防止用アクリル板の設置、席の間隔を空けて換気に配慮するなどの対策を講じるとともに、窓口混雑緩和のためできる限り電話や郵送を活用して各種の申請等を受け付けます。また、個別対応が必要な巡回訪問や退去立会等の業務の際は、一定の距離をとってマスク着用のうえ対応するとともに、会場で一斉に行う必要がある入居説明会は席の間隔を空け、回数を増やして分散実施するなど感染防止対策を講じながら業務を滞りなく実施するよう努めます。

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標!関連】 長期空家については、常時募集住戸を毎週、専用ホームページに写真・案内図・間取図入りで掲載する等、常時募集の取組を継続して実施することにより、縮減に努めました。 【指標2関連】 次の取組により、滞納金額の縮減及び滞納期間の短縮に努めました。 1 滞納の未然防止の取組 ・人居手続時等に、口座振替による使用料の納付を指導するほか、生活保護受給者には代理納付制度の活用を促しました。 ・入居者には、収入申告書の未提出、滅免申請書の更新漏れ等による使用料の高額化を防止するため、電話、文書及び戸別訪問により提出を促しました。 ・地域みまもり支援センター(保護課・高齢・障害課等)及び地域包括支援センター等に、代理納付促進、情報共有、要提出書類の催告等の連携を依頼しました。 ・地域みまもり支援センター(保護課・高齢・障害課等)及び地域包括支援センター等に、代理納付促進、情報共有、要提出書類の催告等の連携を依頼しました。 ・滞納者に対する取組 ・1か月の使用料滞納者には、滞納の事実が判明次第、迅速に対応し、在宅率が高いと思われる時間帯に督促電話及び戸別訪問を行うことに予める取組・1か月の使用料滞納者には、日中の電話や戸別訪問によるほか、夜間及び休日に電話や戸別訪問を行い、滞納の長期化を未然に防止することに努めました。また、使用料滞納者の生活状況、収支状況等を詳細に把握し、必要に応じて福祉部門とも連携して対応する等、入居者に寄り添ったきめ細やかな対応により、滞納の計画的な解消に取り組みました。 ・承継無資格者等の未手続案件には、電話、文書・戸別訪問等を行い、市と連携して早期の解消に努めました。・承継無資格者等の未手続案件には、電話、文書・戸別訪問等を行い、市と連携して早期の解消に努めました。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

評												
本ī	<mark>「施策</mark>	推進に関する指標	Į.	目標·実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位		
	長期空	皇家の戸数		目標値		147	127	107	87			
1	説明	募集したにも関わらず なっている市営住宅の	実績値	167	165	48	19	13	戸			
	市営住宅等使用料収納率の向上			目標値		99.2	99.27	99.34	99.41			
2	説明 (住宅使用料(現年度分)の収納率 ※個別設定値:99.07(過去の平均値)			実績値	98.85	99.17	99.44	99.46	99.53	%		
	(=)	指標1 対する達成度	а	b. 実績値が現物 c. 実績値が目標	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満							
	指標2 に対する達成度 る				標値の60%未満 を設定している場合	合は指標の説明欄	に記載					

コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

なお、今和3年度の常時募集の取組実績は、123世帯(前年度は78世帯)の入居となっています。

滞納者の在宅率が高いと思われる時間帯に督促連絡をするなど未然防止の取組や、積極的な個別協議による滞納者に対するきめ細やかな取組により、滞納者数の減少 及び当年度収入率の向上を図ることができました。

(参考)令和3年度住宅使用料督促状発送件数(令和4年2月時点)は、対前年比991件減

本市に よる評価

達成状況

- 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- 目標未達成のものがあるが

区分

- 定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

区分選択の理由

指標1については、年間を通じた常時募集の継続や、定期募集の公募に関する 運用の見直し等により長期空家戸数を削減することができ、指標2については、 滞納の未然防止の取組や滞納者に対するきめ細やかな取組により、滞納者数 の減少、当年度の収納率の向上を図ることができたため。

行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別	の行政サービスコスト	目標値		3,544,650	3,544,650	3,544,650	3,544,650	千円
'	説明	市からの委託費計	実績値	3,370,937	3,576,673	4,097,587	4,258,461	4,593,967	TD
			1). 実績値が日	標値の100%未満					

行政サービスコストに対する 達成度

4)

- 2). 実績値が目標値の100%以上~110%未満
- 3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満
- 4). 実績値が目標値の120%以上

区分

「スコストに対する達成度について)

令和3年度は平成29年度実績値と比較して修繕・施設維持費が 1,173,238千円増加したこと等により、市からの委託費が増加しています。この要因については、建物の 老朽化に伴い実施する大規模修繕工事の増加(平成29年度比、手すり改修工事:8棟→18棟、ガス管改修工事:206戸→982戸)や、建築改修工事等の物価上昇 (6.6%)、消費税率の引き上げ等が挙げられますが、空家修繕項目等の見直しを図り、修繕費の削減に努めました。

本市に よる評価

費用対効果 (「達成状況」と「行政 サービスコストに対す る達成度」等を踏まえ

- (1). 十分である (2). 概ね十分である
 - (3). やや不十分である (4) 不十分である

(2)

長期空家の戸数及び市営住宅等使用料収納率は目標値を達成しました ・行政サービスコストは目標値を超えましたが、増加コストは建物の老朽化に伴 う大規模修繕工事件数の増加、計画時からの物価上昇による工事単価の増加 等によるものであり、空家修繕項目等の見直し等による修繕費の削減に取り組 むなど、市営住宅維持管理業務、市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施 したと評価しました。

区分選択の理由

改 善(Action)

実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性

I. 現状のまま取組を継続

方向性区分

- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改 善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

方向性の具体的内容

空家数及び空家期間の縮減により市営住宅の効率的な活用を図るため、迅速に空室を募集に出せるよう な取組について検討を進めるとともに、年4回の定期募集及び通年の常時募集を引き続き実施します。 また、使用料の収納率向上のため、滞納の未然防止措置、滞納者には滞納期間及び滞納者の生活状況

等に応じたきめ細やかな取組等を継続して行い、収納率の更なる向上に努めます。 なお、行政サービスコストについては、空家修繕費の修繕項目等の見直しを引き続き継続することで、コス の削減に努めます。

本市施策推進に向い	ナた事業取組②(令和3(2021)年度)							
事業名	パートナーシップ事業							
計 画 (Plan)								
指標	パートナーシップ事業として実施する事業数、すまいの相談窓口における専門相談先等へのマッチング件数							
現状	空き家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住宅の活用強化と 「通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。平成29(2017)年度時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」「リハベーションまちづくりに関する業務」「空き家活用モデル事業」を実施しており、本市 「策展開と連携して事業が変更されることになります。							
行動計画	住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織としての特性を活かし、川崎市との連携及び公社独自の取組を付加した「パートナーシップ事業」の推進を図ります。							
具体的な取組内容	・川崎市の住宅施策の推進に向け、パートナーシップ事業内の各事業については、川崎市と連携を図りながら適正な実施・運営を行います。 ・すまいの相談窓口については、川崎市居住支援協議会の相談窓口としての役割も担いつつ、住まいに関する総合相談窓口として、川崎市の関係部署や他の団体との連携の強化を図りながら更なる相談体制の充実を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、川崎市居住支援協議会の総会及び専門部会においては、市中の感染状況を注視しながら、オンラインを併用した会議を開催します。							

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 川崎市のまちづくり施策の推進のため、次の業務を適切に実施・運営をしました。 ・「居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業」 ・「すまいの相談窓口業務」 ・「居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業」 ・「居住支援協議会事務局業務」(川崎市まちづくり局住宅整備推進課との共同事務局) なお、平成29年度時点では、5つの事業を受託していましたが、令和3年度時点では、2つの事業(リノベーションまちづくりに関する業務(平成30年度終了)、川崎市空家活用等モデル事業(令和元年度終了))が終了しています。 【指標2関連】 すまいの相談窓口では、川崎市居住支援協議会の入居支援相談窓口業務を実施するとともに、相談内容に応じて、住まい探しと並行して、支援窓口へ一緒に訪問する等の同行支援を実施しました。 住まい探しの相談については、川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体の協力のもと、区役所等の福祉部局や関係機関(地域包括支援センター、だにNOBセンター等)と連携を図り、相談者の希望する住み替え先や、課題解決に必要な適切な相談先を紹介することができました。また、相談内容や困難事例への対応等については、川崎市と定期的に打合せを行い、適切に情報共有や対応策の検討を行いました。 すまいの相談窓口の機能充実に向けて、川崎市自立支援協議会と連携し、障害者の居住確保に向けた支援体制についての検討を行い、支援機関等から相談者の情報共有に関する協力を得るなど、入居支援体制の強化を図りました。また、障害者支援団体と不動産事業者との研修会を川崎市自立支援協議会と共催することを通じて、相互の研題の再認識を行いました。また、障害者支援団体と不動産事業者との研修会を川崎市自立支援協議会と共催することを通じて、相互の研題の再認識を行いました。また、障害者支援団体と不動産事業者との研修会を削崎市自立支援協議会と共催することを通じて、相互の研題の再認能を行いました。また、できました。

評	評 価(Check)										
本市	「施策	推進に関する指標	Į.	目標·実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位	
	パートナーシップ事業として実施する事業数			目標値		5	5	5	5		
1	川崎市からの受託事業や自主事業として 実施・運営するパートナーシップ事業数 ※個別設定値:4(現状値の95%)			実績値	5	5	4	3	3	事業	
Г	すまいの相談窓口における専門相談先等への マッチング件数			目標値		220	220	220	220		
2	説明 相談内容に沿った専門相談先へのマッチ ング件数			実績値	209	296	492	490	458	件	
	(C)	指標1 対する達成度	С	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満							
	(5)	指標2 対する達成度	a	※個別設定値を	標値の60%未満を設定している場合	合は指標の説明欄					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

行政サービスコストに対する 達成度

14年ペン ホームページでの周知やリーフレットの配布、自立支援協議会等の関係機関の打合せに出席し、すまいの相談窓口の説明等を継続したことで、相談件数は、昨年度の実績 値を下回ったものの、目標値を大幅に上回りました。また、相談に対しても、解決先として適切な相談先を紹介することができました。

				区分			区分選択の理由				
	本市にはる評価	達成状法	一定の成 D. 現状を下			^	下回った一方で関係機関との過	で、すまいの相談? 重携により、昨年月	養数は、市からの引 窓口におけるマッラ 医の実績値を下回 住の安定確保等に	チング件数は、不動 ったものの、目標	動産団体や
行〕	攺サービスコスト	•		目標·実績	H29年度		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サー	ビスコスト		目標値			26,248	26,248	26,248	26,248	千円
ľ	説明 市からの委	託費計		実績値	26,921		28,605	18,002	12,665	12,989	770
ŕ	ラ政サービスコスト に		1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上~110%未満								

法人コメント(行政サ -ビスコストに対する達成度について)

3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満

「居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業」「すまいの相談窓口業務」について、計画通りの委託費内で実施しました。 また、居住支援協議会事務局業務は、市からの委託事業ではないため、市からの委託費に含まれていません。

4). 実績値が120%以上

1)

区分 区分選択の理由 費用対効果 (「漁成状況」と行政 サービスコストに対す (2)、概ね十分である る漁成良」等を踏まえ (3)、やや不十分である (4)、不十分である 行政サービスコストの目標値の範囲内で事業を執行するととともに、住宅政策を 川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため に、公共と民間の中間的組織としての特性を活かして、パートナーシップ事業と しての3事業を着実に実施したため。 本市に (2) よる評価 (4). 不十分である

改 善(Action)										
	方向性区分		方向性の具体的内容							
今後の取組の	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	II	パートナーシップ事業については、公社の事業として川崎市と定期的な情報共有を行うなど、連携をしながら、相談窓口のさらなる周知などにより、適正な業務・運営を引き続き実施します。							

2.本市施策推進に向けた事業取組③(令和3(2021)年度)									
事業名	賃貸住宅管理事業								
計 画 (Plan)									
指標	住宅供給公社が管理している賃貸住宅について、現在の良好な状態を維持していることがわかる指標								
現状	住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用されています。引き 続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅について求められる役割は大きくなっていくと考えています。 一方で、管理している賃貸住宅の築年数は15年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには設備のリニューア ル等の空家対策に取組んでいく必要があります。								
行動計画	公社管理物件の高い入居率を維持し、適切な管理を実施することにより、現在の状態を維持します。								
具体的な取組内容	・入居率維持に向けた取組として、公社ホームページにおける空室情報の更新、大手ボータルサイト等への空室情報の掲載、WEB広告の配信及び協力不動産店への入居斡旋依頼等を引き続き行います。併せて、建物の計画的な修繕と室内のリノペーションを行い、物件力の維持に取り組みます。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、本社窓口への来訪を控えていただくため、電話及びWEBでの申込を推奨するよう案内を行います。								

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 高い入居率を維持するため、公社ホームページに空室情報やリニューアル物件特集を掲載するとともに、大手ポータルサイトへの空室情報の掲載やWEB広告の配信、協力不動産店への空室ちらし配布等の斡旋協力依頼等の取組を行いました。公社所有物件においては、エントランス周辺の改修等により入居者の利便性や資産価値の向上を図るとともに、専有部のリノベーション、エアコンや温水洗浄便器等を設置することで入居の促進に繋げました。 【その他】 特定優良賃貸住宅の必要資料の作成やデータベースの維持管理に関する業務を適切に実施しました。また、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画認定事業者に対する公的賃貸住宅の家賃助成等の補助金についても、認定事業者から委任を受け、補助金交付申請手続を適正に行いました。

評 価(Check)										
本市	施策	推進に関する指標	Į.	目標·実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
	公社管	理物件への入居率		目標値		94.5	94.5	94.5	94.5	
1	説明 公社管理の賃貸物件への入居率 ※個別設定値:92.8(過去の平均値)		実績値	94.5	95.2	97.4	96.5	97.0	%	
指標1 に対する達成度				c. 実績値が目れ d. 実績値が目れ ※個別設定値を	犬値(個別設定値) 漂値の60%以上〜	~現状値(個別設定 合は指標の説明欄	だ値)未満 に記載			

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

空家については、公社ホームページ、大手ポータルサイト及び協力不動産店から空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高めました。また、入居促進を

本市に よる評価

達成状況

- A 日標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが 定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

積極的な広報や民間不動産店との連携、リノベーション工事等を実施した結果、 入居率が目標値を上回る97.0%を達成し、公社管理物件の入居率維持と適切な 管理に寄与したため。

区分選択の理由

行政サービスコスト				目標·実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト			目標値		12,581	6,777	3,615	2,193	
'	説明市からの委託費・補助金計		実績値	19,120	12,580	6,620	3,330	1,606	千円	
た取サービフコスト!! 対する			1). 実績値が目標値の100%未満							

達成度

- 1)
- 2). 美積値か日標値の100%以上~110%末凋3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満
- 4). 実績値が120%以上

区分

区分

コメント(行政サ -ビスコストに対する達成度について)

賃貸管理事業に係る市からの補助金である特定優良賃貸住宅管理費助成金については、適正な補助金額の算定を行いました。また、市からの委託費に該当する特定優良 賃貸住宅等の一部業務委託についても、適切な業務を実施しました。

、 特定優良賃貸住宅管理費助成金は、平成9年度末までに供給計画認定を受けた住宅に対して、管理開始から20年間管理費の一部を補助するもので、令和3年6月をもって 補助対象住宅の制度期間が終了したことにより、市からの補助金額が減少しました。

なお、令和3年度末時点で、高齢者向け優良賃貸住宅226戸、特定優良賃貸住宅42戸を管理しています。

本市に よる評価

費用対効果 (「進成状況」と行政 サービスコストに対す (2). 概ね十分である る進成度」等を踏まえ (3). やや不十分である (4). 不十分である

- (4). 不十分である

行政サービスコストの目標値の範囲内で、公的賃貸住宅管理事業を実施すると ともに、公社管理物件について指標を上回る入居率を維持したため。

区分選択の理由

改善(Action)

実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性

- I. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

方向性区分

賃貸管理事業は、公社事業収益を確保する主要事業の一つであるため、お客様ニーズを踏まえた空き家対策を図るとともに適切な住宅管理を行うことで、引き続き高い入居率の維持に向けて取り組みます。

方向性の具体的内容

3. 経営健全化に向	けた取組①(令和3(2021)年度)
項目名	経営基盤安定化に向けた個人情報資産の保全の取組
計 画 (Plan)	
指標	プライバシーマークの取得に向けた社内体制の整備及び更新に向けた継続維持
現状	住宅供給公社は、住宅(公社や民間オーナーが所有する賃貸住宅や市営住宅)の管理を経営の主軸として運営を行っており、公社経営基盤の安定化や健全化を図るためにはオーナーの信頼を得て管理物件数を維持し続けることが必要になります。賃貸住宅を管理する上で個人情報や特定個人情報について、公的団体としての信頼性だけでなく、民間の不動産事業者と同レベルでの管理を行っていることは対外的にアピールできることから、平成31年度中のプライバシーマーク取得について機関決定をしました。
行動計画	個人情報保護対策の充実に向け、プライバシーマークの取得を行い、また、取得後の運用を適切に行います。(2年毎に更新)
具体的な取組内容	・令和3年度中のプライバシーマークの更新に向け、プライバシーマーク審査機関による書類審査や現地審査を受けるとともに、令和元年度に社内で構築した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)で定めた次の運用を行います。 【実施内容】 ・法令一覧表及び個人情報管理台帳の更新・リスク分析表の見直し・委託先の管理・職員教育・内部監査・代表者による見直し等・プライバシーマークの更新に向け、次の手続を行います。 【内容】 ・プライバシーマーク更新申請・文書審査及び現地審査の受検・プライバシーマーク付与契約の締結

指標・問題		
(PMSの適用) ・	実施結果(Do)	
		(PMSの運用) 令和3年度のプライバシーマーク更新に向け、令和元年度に社内で構築した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)に基づいた取組を実施しました。 1 法令一覧表及び個人情報管理台帳の更新:令和3年6月実施・住宅供給公社が遵守すべき法令の改正状況や管理している個人情報の種類等について更新を行いました。 2 リスク分析表の見直し:令和3年11月実施・伯人情報を管理している間、想定される個人情報の通知等について更新を行いました。 3 委託先の管理・令和3年9月実施・入居者等の個人情報を変更している間、想定される個人情報が適切に管理されているかの確認を行いました。 4 職員教育・令和3年10月実施・入居者等の個人情報を持力実施・企職員を対象とした情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する研修を実施しました。また、研修の後にはテストを行い、研修内容の理験自を対象とした情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する研修を実施しました。また、研修の後にはテストを行い、研修内容の理験をの把握を行いました。 5 内部監査・令和3年11月実施・PMSが適切に運用できているかチェックするするための内部監査を行いました。・個人情報の誤送付事故を受け社内で定めた再発防止策(複数名による書類内の宛名と宛先の確認)の実施状況について確認を行いました。 6 代表者による見直し:令和4年3月実施・内部監査の結果やPMSの運用状況を基に、令和3年度の取組状況と今後の方針について確認を行いました。 7 個人情報保護規程の見直し:令和4年3月実施・令和4年4月施行予定の改正個人情報保護法を踏まえ、個人情報保護規程の改正を行いました。 (プライバシーマーク更新手続き) 1 ブライバシーマーク打ち適格性審査に必要な書類を揃え、プライバシーマーク指定審査機関である一般社団法人日本情報システム・ユーザ協会(JUAS)に提出しました。 2 文書審査の受後・令和3年12月 ・ JUAS書査員による現地審査が、新型コロナウィルス感染症対策をしながら住宅供給公社にて行われました。・現地審査では、最初3年12月 JUAS審査員による現地審査が、新型コロナウィルス感染症対策をしながら住宅供給公社にて行われました。・現地審査では、最近認を行いました。 3 現地審査では、たる確認を受け、またの。第2日によるを受け、実施に、の環境に対しました。 4 ブライバシーマーク付与選格と定の通知が送付されたことから、プライバシーマーク付与機関である一般財団法人日本情報・JUASよりプライバシーマーク付与機関である一般財団法人日本情報

評 価(Check)									
経論	営健全化に関する指標		目標·実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	プライバシーマークの取得及び	び運用	目標値		取得に向けた社内体 制の整備	プライバシーマーク取 得	プライバシーマーク運 用	プライバシーマーク更 新	
ľ	説明 プライバシーマーク取行 び運用	実績値	プライバシーマーク取得に向けた方針決定		プライバシーマーク取 得	プライバシーマーク運 用	プライバシーマーク更 新	_	
	指標1 に対する達成度	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載							

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

令和3年度も引き続き、令和元年度に策定したPMSに基づき、情報資産の適切な管理、管理体制等の見直しや内部監査について、計画的に実施しました。 プライバシーマークの更新については、余裕を持ったスケジュールで更新手続きを行ったことにより、遅滞なく更新をすることができました。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	個人情報保護システム(PMS)を計画通りに運用するとともにプライバシーマークの更新を予定通りに実施したため。

改善(A	ction)		
	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	ı	これからもプライバシーマークを取得し続けることができるよう、引き続き、PMSに基づく運用を住宅供給公社全体で進めながら、必要に応じて、運用体制の見直し等を図ります。

4. 業務・組織に関	4. 業務・組織に関する取組①(令和3(2021)年度)									
項目名	コンプライアンス									
計 画 (Plan)										
指標	コンプライアンスに反した事案件数									
現状	住宅供給公社は、平成29年度はコンプライアンスに反した事案は発生していません。今後も住宅供給公社としての役割を踏まえながら適切な事業実施を行っていきます。									
行動計画	コンプライアンスに反した事案を発生させません。									
具体的な取組内容	・コンプライアンスに反するような事故を起こさないよう、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を図ります。 ・職員に対しては、社内で定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理について意識の向上に努めます。 【書類等の紛失への防止策】 ・カバン等での手持ち管理の周知・徹底を行い、持ち出し書類の明確化・戻り確認及び移動時の相互確認を行う。 【書類等の誤送付への防止策】 ・書類を郵送する際は封をする前に中の書類の宛先と宛名ラベルが一致していることを複数名で確認する。 ・メール送付の際は、入力したアドレスに間違いがないか複数名で確認する。									

実施結果(Do)

業務・組織に関する 活動実績

- 【指標・関連】 次の取組により、コンプライアンスに反する事案は発生しませんでした。 ・公社の業務に関連するものとして特定した、法令、国が定める指針及びその他の規範について、改正等が行われているかの確認・過去の事故をもとに社内で定めた再発防止策の遵守 ・個人情報の取扱いに関する職員研修の実施

評 価(Check)									
業務・組織に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
	コンプライアンスに反する事案	の発生件数	目標値	/	0	0	0	0	件
Ľ	説明 コンプライアンスに反す 件数	実績値	0	1	0	1	0	11+	
a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値 (個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値 (個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載									

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

個人情報の管理や取扱いに関する社内規定の遵守、職員への個人情報の取扱いに関する研修を実施することで、コンプライアンスに反する事案は発生しませんでしたの で、今後もこの取組を継続していきます。

Α

本市に よる評価

Α.	目標を達成した
_	1て1プロボナン表点

達成状況

- B. ほぼ目標を達成した
 C. 目標未達成のものがあるが
 一定の成果があった
 D. 現状を下回るものが多くあった
 E. 現状を大幅に下回った

区分

コンプライアンスに反する事案を発生させなかったため。

区分選択の理由

改善(A	ction)		
	方向性区分		方向性の具体的内容
を踏まえた 今後の取組の	I. 現状のまま取組を継続 I. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 II. 状況の変化により取組を中止	-	内部規程の遵守や職員への定期的な研修を引き続き行うことで、コンプライアンスに反する事案が発生しないように努めます。

業務・組織に関する	取組②(令和3(2021)年度)					
項目名	人材育成					
計 画 (Plan)						
指標	人材育成計画に基づく研修実施による住宅供給公社職員のスキルアップ					
現状	住宅供給公社では、平成29年3月に策定された人材育成計画に則り、限られた人員でより効率的な業務が実施できるよう研修等により人 材育成を図っています。					
行動計画	人材育成に対して効果的な研修を計画し実施します。					
具体的な取組内容	・令和3年度研修計画においては、従来の階層別研修を見直し、アセスメントサービスにより各自の弱点を把握した上で公開講座を選択する手法を導入します。公開講座はオンライン受講も利用できることにより、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図ります。					

実施結果(Do)

【指標1関連】

アセスメントサービス(階層別テストによる個人のスキルレベルの把握)の結果を基に、各職員が自分に必要な研修を選択し受講しまし

業務・組織に関する 活動実績

アセスシア・リーニス(陥層がアスドによる個人のスキルレベルの元産)の和来を基に、各職員が自分に必要な研修を選択し受講しました。
その他、次のような集合研修を実施し、社内全体のレベルアップを図りました。
・接遇研修: 障害者への対応等について
・建物設備管理研修: 集合住宅の設備について
・個人情報保護・ブライバシーマーク研修
また、一般社団法人全国住宅供給公社等連合会によるオンラインでの各研修、勉強会等(経理、人事労務、公社賃貸住宅管理運営、公会社会の場合の企業との企業となる。 営住宅管理、住宅の改修工事等)に積極的に参加しました。

評	価	(Check)								
業務・組織に関する指標			目標·実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位	
1	人材育成計画に基づく研修への参加率		目標値		65.0	65.0	70.0	70.0	- %	
Ľ	説明 常勤正規職員及び契約社員の研修への 参加率		実績値	62.7	100.0	100.0	100.0	100.0	90	
a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満										

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載 コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

新型コロナウイルス感染症への対策として、オンライン研修を取り入れる等の対応を行ったことにより、年度途中の採用者を含む全員に受講機会を設けることができ、研修への参加率は100%を達成しました。

本市に よる評価

		区分		区分選択の理由
>	達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	研修計画を見直し、研修を適切に実施し、参加率も100%となり、目標値を上回ったため。

改善(Ad	ction)		
	方向性区分		方向性の具体的内容
今後の取組の	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	-	令和4年度以降も、計画的な研修の実施・受講を通して、効果的な人材育成に取り組みます。

川崎市住宅供給公社

●法人情報

(1)	財務	状況
-----	----	----

(1)	財務状況				
业	(支及び財産の状況(単位:千円)	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
損	営業収益	4,091,409	4,500,473	4,694,546	4,905,781
益	営業費用	3,857,923	4,311,676	4,493,163	4,770,075
計	営業損益	233,485	188,797	201,383	135,706
算	経常損益	225,172	176,407	194,912	118,186
書	当期損益	225,172	176,407	194,912	115,021
	総資産	13,400,107	14,052,342	15,305,523	14,622,109
	流動資産	3,362,614	3,773,970	4,851,114	3,953,659
貸	固定資産	10,037,493	10,278,372	10,454,409	10,668,450
借	総負債	3,251,686	3,727,514	4,785,783	3,987,348
対	流動負債	795,178	1,259,188	2,273,424	1,402,920
照	固定負債	2,456,508	2,468,326	2,512,359	2,584,428
表	純資産	10,148,421	10,324,828	10,519,740	10,634,761
	資本金	10,000	10,000	10,000	10,000
	剰余金等	10,138,421	10,314,828	10,509,740	10,624,761
_		, ,	. 0,0 : .,020	,	10,02 1,701
	エラーチェック	OK	ОК	OK	OK
		OK		ОК	OK
補助金	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円)	OK	OK	ОК	OK
	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円)	OK <mark>平成30(2018)年度</mark>	OK <mark>令和1(2019)年度</mark>	OK <mark>令和2(2020)年度</mark>	OK <mark>令和3(2021)年度</mark>
補助金	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円)	OK <mark>平成30(2018)年度</mark> 10,574	OK 令和1(2019)年度 4,650	OK 令和2(2020)年度 1,608	OK <mark>令和3(2021)年度</mark> 186
補助金委託料 指定管	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円)	OK <mark>平成30(2018)年度</mark> 10,574	OK 令和1(2019)年度 4,650	OK 令和2(2020)年度 1,608	OK <mark>令和3(2021)年度</mark> 186
補助金委託料 指定管	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) 注 は け 理料	OK <mark>平成30(2018)年度</mark> 10,574	OK 令和1(2019)年度 4,650	OK 令和2(2020)年度 1,608	OK <mark>令和3(2021)年度</mark> 186
補助金 香料	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) 注 は 計 で理料 注(年度末残高)	OK <mark>平成30(2018)年度</mark> 10,574	OK 令和1(2019)年度 4,650	OK 令和2(2020)年度 1,608	OK <mark>令和3(2021)年度</mark> 186
補助金 香料	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) 注 は が理料 注(年度末残高) 請償・債務保証付債務(年度末残高) 注(年度末状況)	OK 平成30(2018)年度 10,574 3,607,284	OK 令和1(2019)年度 4,650 4,117,558	OK 令和2(2020)年度 1,608 4,272.848	OK 令和3(2021)年度 186 4,608,375
補助金 指 貨 付 失 資 員 出	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) 注 は が理料 注(年度末残高) 請償・債務保証付債務(年度末残高) 注(年度末状況)	OK 平成30(2018)年度 10,574 3,607,284	OK 令和1(2019)年度 4,650 4,117,558	OK 令和2(2020)年度 1,608 4,272.848	OK 令和3(2021)年度 186 4,608,375 10,000 100.0%
補助金 指質 付金 指 資	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) 会 は 持理料 を(年度末残高) 構賞・債務保証付債務(年度末残高) を(年度末状況) 資率)	OK 平成30 (2018) 年度 10,574 3,607,284 10,000 100.0%	OK 令和1(2019)年度 4,650 4,117,558 10,000 100.0%	OK 令和2(2020)年度 1,608 4,272.848 10,000 100.0%	OK 令和3(2021)年度 186 4,608,375 10,000 100.0%
補助託 管	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) 会 は が理料 を(年度末残高) 情償・債務保証付債務(年度末残高) を(年度末状況) 資率) 財務に関する指標	OK 平成30(2018)年度 10,574 3,607,284 10,000 100.0% 平成30(2018)年度	OK 令和1(2019)年度 4,650 4,117,558 10,000 100.0% 令和1(2019)年度	OK 令和2(2020)年度 1,608 4,272.848 10,000 100.0% 令和2(2020)年度	OK 令和3(2021)年度 186 4,608,375 10,000 100.0% 令和3(2021)年度
補委指貸損出(市 流資	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) 会 は 新理料 会(年度末残高) 構(・債務保証付債務(年度末残高) 会(年度末状況) 資率) 財務に関する指標 な率(流動資産/流動負債)	OK 平成30 (2018) 年度 10,574 3,607,284 10,000 100.0% 平成30 (2018) 年度 422.9%	OK 令和1(2019)年度 4,650 4,117,558 10,000 100.0% 令和1(2019)年度 299.7%	OK 令和2(2020)年度 1,608 4,272.848 10,000 100.0% 令和2(2020)年度 213.4%	OK 令和3(2021)年度 186 4,608,375 10,000 100,0% 令和3(2021)年度 281.8%
補委指貸損出(市) 流純純純 的 新管付失資出 市 流純資	エラーチェック 本市の財政支出等(単位:千円) (本市の財政支出等(単位:千円) (本度	OK 平成30(2018)年度 10,574 3,607,284 10,000 100.0% 平成30(2018)年度 422.9% 75.7%	OK 令和1(2019)年度 4,650 4,117,558 10,000 100.0% 令和1(2019)年度 299.7% 73.5%	OK 令和2(2020)年度 1,608 4,272.848 10,000 100.0% 令和2(2020)年度 213.4% 68.7%	OK 令和3(2021)年度 186 4,608,375 10,000 100.0% 令和3(2021)年度 281.8% 72.7%

法人コメント 本市コメント 現状認識 本市が今後法人に期待することなど

現状認識 市からの委託料については、市営住宅修繕費(大 規模修繕や小中規模修繕)が委託料の大部分(約 88%)を占めていますが、実費精算としているため、 公社の営業損益等には含まれていません。

営業損益等が令和2年度に比べて下がっていますが、理由として、公社所有住宅で寮から賃貸住宅に転用するための改修工事を実施したことや長期修繕計画の見直しによる計画修繕引当額の増額が挙げられます。なお、改修工事が完了した住宅では、入居者募集を既に開始しており、営業損益等は改善すると考えています。

所有する賃貸住宅については、引き続き、資産価値を下げないための取組としてリノベーションや大規模修繕等を適切な時期に実施し、入居率95%以上を維持し、安定的な自主財源の確保につなげていきます。

今後も業務改善等を図り安定的な財務状況を目指します。また、パートナーシップ事業等の収益性の低い公益的な事業については、公社が一部費用を負担しながら実施していくことで市民への還元を図っていきます。

収益に占める市の財政支出割合が高くなっていますが、市営住宅の修繕費が大部分を占めており、また、 修繕費は実費精算のため公社の営業損益等には含まれていません。

営業損益等の前年度比の減少につきましては、所有 物件の改修工事や長期修繕計画の見直しによるもの で、改修工事が終了した住宅への入居が進めば営業 損益等は改善するものと考えられ、健全な経営を維持 していると判断しています。

今後も、所有施設のリノベーションや大規模修繕の 適切な実施、住宅管理事務の効率化や市民サービス の向上に取り組むとともに、「パートナーシップ事業」の 推進を図ることを期待します。

(2)役員・職員の状況(令和4年7月1日現在)

	PE AN INCIDE (13 d											
		常勤(人)		非常勤(人)								
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)						
役員	3	0	3	6	0	0						
職員	75	0	13	3	0	2						

【備考】

- ●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由
- 今後の方向性

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針(平成30年度~令和3年度)」に基づく、令和3年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、上記方針に基づく最終年度の評価となるものであり、引き続き、コロナ禍で工夫を要する年度となり ましたが、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・ 経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図るとともに、昨年度策定した新たな「経営改善及び連携・ 活用に関する方針(令和4~7年度)」の取組へと円滑につながっていくものとなります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務省通知)等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、前記指針について「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

(参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健所環境保健課	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加·就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

- ・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼があるため、その実施を担保する取組評価となっています。
- ・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています(各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照)。
- ・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組 づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 <u>法人が指標を設定</u>	本市施策との <u>連携の観点から、法人と調整の上</u> 本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、最終アウトカムを中心に適切 な指標を絞り込んで設定 ただし、成果を示すことが難しいもの等はアウト プット指標を設定
評価の客観性向上の ための仕組づくり	<u>内部評価後、結果をホームページにおいて公表</u>	内部評価に <u>外部評価を加え</u> 、 <u>結果を議会に報告の上</u> 、ホームページにおいて公表

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

- ●各達成度の基本的な考え方
- a.実績値≧目標値
- b.目標值>実績值≥現状值(個別設定值)
- c.現状値(個別設定値)>実績値≥目標値の60%
- d.目標値の60%> 実績値
- ●現状値と目標値が同じ(現状値維持)であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現 状維持に近い場合
- ⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、方針の参考資料(指標一覧)に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)
- ●目標値×60%が、現状値以上(良い)の場合
- ⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

- ●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)
- ⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

- 0に抑えることを目標にしている場合(コンプライアンスに反する事案の発生件数等)
- ⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。
- ●下がることが望ましい指標の場合
- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
- a. 目標値≥実績値
- b. 現状値(個別設定値)≥実績値>目標値
- c. 目標値の1/0.6≥実績値>現状値(個別設定値)
- d. 実績値>目標値の1/0.6

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

	Ī	事	列1	事	列2	事	例3	事件	列4	事例	间5
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
а	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
С	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 ─────				2.67		2.00		1.33		0.33
達成状況区	の平均点										
A. 目標を達成した			3		→						
B. ほぼ目標を達成した	اح.	2.5	5以上~3未	ŧ満	←						
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった 1.5以上~2.5未満		未満	•								
D. 現状を下回るものか		0.5	以上~1.55	未満							
E. 現状を大幅に下回・	<u>った</u>		0.5未満	•	•						

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その 選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下 (実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む) の場合、セルに斜線 (\)を入力。)

行政サービスコスト 達成状況 に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	1(1) 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した		(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

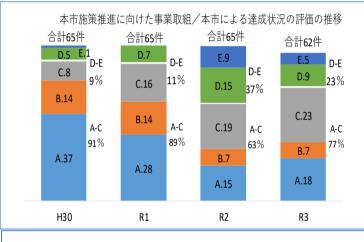
④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

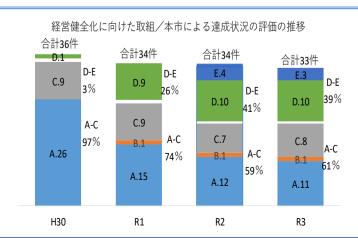
前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

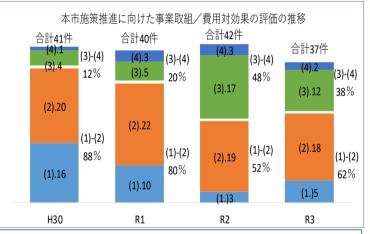
方向性区分	説明(選択の要件)		
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択		
II. 目標の見直し又は取組 の改善を行い、取組を 継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は 「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択		
Ⅲ. 状況の変化により取組 を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)		

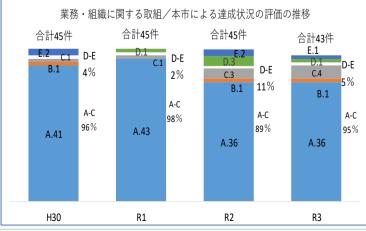
3 令和3年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で62件の取組(うち37件の取組が費用対効果の評価あり)があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約77%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約62%と、**コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くある一方**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約23%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約38%と、**引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取**組も散見されるところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、33件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約61%と、実績が改善した取組があるものの、「D又はE」となったものが約39%と経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況です。
- ・業務・組織に関する取組については、43件の取組があり本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、「D又はE」となったものが約5%と**ほぼコロナ禍前** の状態に戻っていますが、Eとなったものには留意が必要です。
- ・上記取組について、4年間を総括すると、前半の2年間は、何れの取組についても一定以上の成果がありましたが、後半の2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後その一層の推進が必要です。









<本市の達成状況の評価区分>

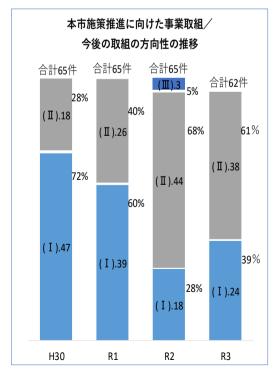
- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

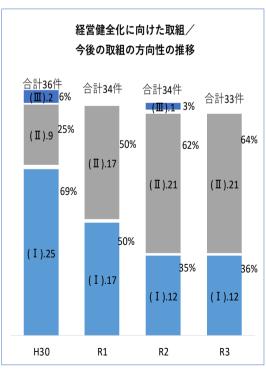
<費用対効果の評価区分>

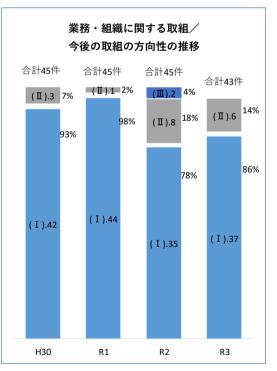
- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である
- ※端数処理の関係で合計数値が合わ ない場合あり

4 令和3年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「I」となった約39%、36%、86%のもの(何れも前年度より増)については、引き続き、法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。
- ・各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約61%、64%、14%のもの(何れも前年度以下)については **改善効果があった取組の有無等をより細かく分析し、新型コロナウイルス感染症からの回復度合い等も踏まえて、出資法人自ら取 組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、令和3年度の今後の取組の方向性が「II」となったものの中には、社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画 に変更があったものや、令和4年度からの財務見通しについて精査した結果、適切な目標管理をし得ないものもあり、その場合には、 理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。







- <今後の取組の方向性区分>
- I. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ.目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を 中止
- ※端数処理の関係で合計数値 が合わない場合あり

令和4年8月5日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会 会長 伊藤 正次

令和3年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議 結果について

令和4年度第1回及び第2回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出 資法人等23法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和3年度の 取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用 に関する取組評価」の審議結果

令和4年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

- 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について
- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について
- 2 評価全般に関する審議結果について
- (1) 目標未達成の取組の要因分析と対策
- (2) 現行の経営状況を踏まえた DX や GX への対応
- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成30年8月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和3年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の4年目(最終年度)の評価となるものであるため、評価全般に対し4年間の総括を行い、また、総じて、令和3年度に策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組のほか、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し実績の改善が見られた取組や社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について 審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成30年度から令和3年度までの4か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計138の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 138 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と 4 か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画 (Plan)して、当該計画に対する実施結果(Do)を記入し、実績値の評価(Check)を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A目標を達成した又は C目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の 60%台から 70%台となっており、前年度から、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くあったものの、経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況もあり、また、市による達成状況の評価が「D現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の 20%台から 30%台と、引き続き、方針策定時の現状を下回る目標未達の課題のある取組も散見されるところである。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B又は C」となったものが 90%超、「D又は E」となったものが 10%未満と、ほぼコロナ禍前の状態に戻っていると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、4年間の総括をすると、前半の2年間は何れの取組についても一定以上の成果があったが、後半の2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後より一層の推進が必要である。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 目標未達成の取組の要因分析と対策

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症の影響は、他の団体にも同じく生じている中で、 業務改善や経営改善ができている団体もあり、どこまでが社会的な影響で、ど こまでは改善努力をしてもらうのかという線引きが必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルス感染症の影響による目標未達成の取組の要因分析と対策については、従前からの年次での取組評価の際の原因究明に加えて、1年間の PDCA サイクルを回す過程において、年度当初の計画 (Plan) の具体的な取組内容の作成時に各取組に基づく実績目標を想定し、年度途中で取組の見直しなども行い、その結果として、改善努力が十分であったのか、それとも、社会的な影響によったのか、確認できるようにしていくことが必要と考える。

(2) 現行の経営状況を踏まえた DX や GX への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍における売上状況は厳しいものであると認識しており、それを踏まえて、DX (Digital Transformation) や GX (Green Transformation) に対応した戦略的な判断が必要であると感じる。現状のあり方で良い訳ではなく、機動的に経営変化を図っていくべきである。

<市の見解>

出資法人においても社会経済環境や市民ニーズの変化等に柔軟に対応することは必要と考えているが、行っている事業や対象者、財源等も法人によって様々であり、一概に DX や GX への対応を求めていくことは難しい側面もあると考える。しかしながら、市役所の動きや民間企業における事例を共有していくことは有用と考えており、研修の場の活用や出資法人へのヒアリングの機会等を通じて、DX や GX に対する考えを確認し導入を促すなど、機運の醸成を図っていく必要があると考える。

- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本	「魅力的な企画の実施や効果	財団本部事業と指定管理事業
部事業及び指定管	的な広報を展開した」にもか	の各文化施設の稼働率や主催
理事業について	かわらず、目標を達成できな	事業の参加者数が目標を達成
	かった理由を説明いただきた	できなかった理由といたしま
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	しては、新型コロナウイルス
	それは市民・利用者に理由が	など社会環境の変化に大きく
	あるのか。社会的な要因であ	影響を受けたものであると認
	るのか。財団の取組・手法に原	識している。
	因があるのか。	具体的には、実施結果(Do)や
	もし市民や社会要因であると	評価 (Check) の指標に対する
	すれば、そのような「悪い状	法人コメントに記載があると
	況」に財団としてどのように	おり、各施設の利用時間の繰
	対応するお考えか。	り上げのほか、施設利用及び
	財団の取組に原因があるとす	イベント実施において、引き
	れば、それはどのような要因	続き、利用人数の制限があっ
	か。	たことも影響しているため、
	評価の結果について、財団と	その旨を追記した。
	してはどのように受け止め、	当財団では、そうした社会環
	対策を検討されているのかお	境の変化に加え、事業の特性
	考えをお聞きしたい。	を踏まえた取組として、引き
		続き、新聞社等へのプレスリ
		リースや子ども狂言教室の校
		長会を通じた小中学校への周
		知等効果的な広報、21ホー
		ルの月利用制限の緩和、能楽
		堂やアートガーデンかわさき

等の稼働率向上に向けた多目 的利用、観光協会と連携した 指定管理施設に係る広報、地 域の文化資源やIT技術を活用 した多様な文化芸術事業の実 施を図るとともに、令和3年 度に作成したラゾーナ寄席の PR動画の配信、川崎浮世絵 ギャラリーでの人気作品の企 画展示等市民ニーズを踏まえ た事業企画、観光関係企業等 への働きかけの一層の推進な どを行いながら、本取組を継 続していくことが分かるよ う、各改善(Action)の具体的 内容を整理・補記させていた だいた。

国際交流協会の国 際交流促進事業及 び多文化共生推進 事業について

コロナ禍で活動が実施しにく い環境の中、国際交流の関係 者のニーズに対応して、迅速 などを行い、多くの必要な事 業・サービスを提供できたこ とは高く評価できる。

べき取組であり、協会職員の「ものと理解している。 方の話を、講演会・研修会など で他の団体関係者へ聞いてい ただく機会を設けることが効 果的であると考える。

国際交流促進事業及び多文化 | 共生推進事業において、オン ラインによる講座や相談対応 なオンラインへの移行、対応│などの効果があった背景とし | ては、コロナ禍の状況に加え、 外国人市民や留学生など、事 業の対象者がオンライン手法 他の団体においても参考とす | に馴染みやすい側面もあった

> そうした各事業の状況に応じ て、法人が講じた「講座や相談 事業におけるオンライン手法 の導入策」については、事例紹 介等の機会があるのであれ ば、必要に応じて対応してい きたいと考えている。

国際交流協会の国 際交流促進事業に ついて

目標が未達成となっているた 業推進方策を検討すべきでは ないか。

国際交流促進事業において め、今後はポストコロナを見しは、コロナ禍の影響や事業の 通しつつ、オンラインの積極 内容に応じて、柔軟にオンラ 的な活用等を通じた柔軟な事 インによる対応を実施してき

> しかしながら、コロナ禍によ る会議室等の定員制限や外国 人留学生の入国制限等もあ り、目標が未達成となってき たことから、その制限解除を 注視するとともに、今後のオ ンライン化の普及に向けた環 境整備を行った上で、引き続

		き、オンラインによる取組を
		継続し、目標値の達成を目指
		していく旨を改善(Action)の
		具体的内容に追記した。
スポーツ協会のス	引き続きウィズコロナのスポ	スポーツ振興事業と指導者育
ポーツ振興事業及	ーツ振興及び指導者育成に注	成・派遣事業は、川崎市と連携
び指導者育成・派	力されたい。	を図りながら実施するスポー
遣事業について		ツ協会の根幹となる事業と考
		えている。
		スポーツ協会においても、新
		型コロナウイルス感染症の影
		響により、令和2年度は多く
		の事業が中止を余儀なくされ
		ましたが、令和3年度は大き
		く回復傾向にあった。
		今後も、事業を進める上で、感
		染症対策に万全を期すととも
		に、講演会や教室、研修などで
		は、状況に応じてオンライン
		等を活用しながら、次期方針
		に基づき、スポーツ振興事業
		と競技選手強化・指導者育成
		事業について、目標を達成す
		るべく注力していく。

かわさき市民活動 センターの青少年 健全育成事業につ いて

給のあり方の変更の検討は正│イルス感染症による緊急事態 しかったと言えるのか。

は大きな影響を受けたかもし 更等はなかったのか。

そもそも、わくわくプラザ登くあり、前年度実績からは、 でいいものなのか。

コロナ禍におけるサービス供 | 令和3年度は、新型コロナウ 宣言や、まん延防止等重点措 「安全安心な場の提供」機能|置の発令と解除が繰り返され たことにより、地域や関係機 れないが、地域での活動参画 関等との連携についても、オ や多世代交流の活性化などに レラインの活用を図りながら ついてはDX的な施策への変 企画・実施をしたが、延期や中 止にせざるを得ない行事も多 録率が50%弱という目標設定 1.7 倍程度の増となったもの の、目標達成とはならなかっ たものである。

> わくわくプラザの登録率は、 指標の説明にあるとおり、小 学校の在校児童数に対するわ くわくプラザの登録者の割合 を表しており、小学校高学年 などを含めると、現状の目標 設定は、これまでの実績から、 妥当な範囲のものであると認 識している。

かわさき市民活動 健全育成事業につ いて

わくわくプラザの登録率の減 面もあるが、登録の潜在的な┃の利用制限の解除について ニーズは存在していると考えしは、御指摘のとおり、潜在的ニ の解除に向けた具体的な筋道 ないか。

新型コロナウイルス感染症の センターの青少年 | 少は、コロナ禍で致し方ない | 影響による、わくわくプラザ られることから、感染状況の「一ズのあるものと認識してい 動向を見極めつつ、利用制限 るので、本市の行政運営方針 や感染症の状況、学校等にお を検討する必要があるのでは | ける対応などを踏まえて、検 討していく必要があると考え ていることから、その旨を改 善(Acton)の具体的内容に追 記した。

川崎アゼリアの施 設環境整備事業及 び店舗活性化推進 事業について

コロナ禍における実店舗の売 上状況は、他の地域・商業施設 においても厳しいものである と認識している。

アゼリアの役割として、他の 民間商業施設と同様に、利益 の最大化を追求していくの か、コロナ禍を踏まえて新し い生活様式、DXやGXに対しいく。 応した商業施設として生まれ DX化については、全社的な 略的な判断が必要であると感 じる。

オンラインで、体験や評価を 行う場としての実店舗を活用 する例なども出てきている。

アゼリアの役割として、安定 した経営基盤を確立するた め、まずは増収に向け、ウィズ コロナの状況を踏まえ、既存 店舗の区画・業種構成の最適 化や新たな店舗誘致、また、広 場等を活用した短期催事の積 極的な開催などに取り組んで

変わっていくのか、政策的・戦 | 業務プロセスの見直しを行う こととしており、見直しの過 程において、社内業務のDX 「売らない店舗」など、購買は | 化に取り組むとともに、デー タ活用による業務の高度化や 効率化を図っていく。

商業施設としての対応につい

ては、今後店舗等のニーズの 把握に努めていく。 CO2の削減やGXの取組に ついては、EV車を含むカー シェアリングの拠点整備や街 内照明設備のLED化、再生 可能エネルギーなどの導入及 び利用促進等に向けて取り組 んでいく。 川崎アゼリアの施 事業別の行政サービスコスト 当該「事業別の行政サービス 設環境整備事業に の年度ごとの変動が大きい、 コスト」については、法人とし て、本市施策推進に向けた事 ついて 主な内訳を知りたい。 業取組ごとに収支を算出する ことができないため、法人の 事業全体で「行政サービスコ スト」を算出している。 その上で、年度ごとの変動が 大きい令和元年度から令和3 年度にかけての変動の主な理 由(内訳)を挙げると、令和元 年度から令和2年度では、光 熱水料費などの直接事業費が 約1.2億円減となる一方で、 不動産賃料収入等の直接自己 収入も約3.6億円減となり、 行政サービスコストが約 2.4 億円増となったものであり、 令和2年度から令和3年度で は、光熱水料費の増と人件費

の減により、直接事業費が約 300万円増となる中、不動産賃 料収入等の直接自己収入は約 7,800万円増となり、行政サー ビスコストが約 7,500 万円の 減となったものである。

身体障害者協会の 障害者社会参加推 進事業について

対コロナ禍においても機動的 る。

自立支援への誘導が大事なは 把握しつつ事業のあり方を考 えるべき。

当該「障害者社会参加推進事 に対処されたことがうかがえ┃業」は、障害者の社会参加が進 むよう、社会生活に必要な能 力の習得や、生きがい活動、ス ずであり、施策効果を絶えず┃ポーツ・文化・芸術活動の機会 提供を、それぞれの障害特性 に配慮しながら、実施してい る。

> 具体的には、視覚障害者を対 象とした手芸やヨガ、料理教 室、聴覚障害者を対象とした 講演会、難聴者を対象とした 手話勉強会、障害種別を問わ ない書道教室、スポーツ大会 などを実施している。

> そうした中で、自立支援に向 けた施策効果を直接的に上げ ていくことは難しい側面もあ るが、各会の開催に当たって は、前年度の参加者の意見を 踏まえ、関係(当事者)団体と 十分に協議を行った上で、内 容の検討・調整を行い、新たな 活動なども取り入れていくこ とを改善(Action)の具体的内

容に追記した。

本改善の取組により、今後に ついても、参加者にとって、満 足度が高く、諸能力の向上に つながるような効果的な内容 となるよう工夫していくが、 自立支援に向けて直接的に施 策効果を上げていくものとし ては、次期方針に位置づけた、 中部身体障害者福祉会館指定 管理事業内で行われる就労継 続支援事業などの取組を併せ て推進していくことが必要で あると考えている。

みぞのくち新都市 の地域還元事業に ついて

コロナ禍で遊び場が不足する 子どもたちに、屋上スペース を活用して楽しんでいただ く、という事業は大変素晴ら しいと感じる。

他の施設を持つ部署・所管課・ 団体にも横展開すべき「川崎 モデル」となる取組と感じる。 他の団体においても参考とす べき取組であり、法人職員の 話を、講演会・研修会などで他 く機会を設けることが効果的 であると考える。

ノクティ2屋上広場の保育園 開放については、園庭のない 保育所を近くに多く有する地 域性を踏まえ、地域還元の視 点から高津区役所との密接な 信頼関係の構築を背景とした | 適正な役割分担と連携のもと に成立している取組であり、 |他の出資法人において同様の 横展開を図るには、そうした 地域性や条件に適合する施設 の団体関係者へ聞いていただ┃の有無のほか、例えばセキュ リティの課題、責任の所在の 明確化などの課題解決の必要 が想定される。

> しかしながら、本取組をより 多くの方に知ってもらうこと

は有用であると考えることか ら、今後とも高津区役所と連 携しながら、ホームページ等 による屋上利用の案内を検討 するなど、より効果的な取組 を進めていく。

の地域還元事業に ついて

みぞのくち新都市 対コロナ禍においても機動的 に対処されたことがうかがえ る。

> うことか。目標が保守的過ぎ たのか。

事業のあり方を考えるべき。

ノクティ2屋上の保育園開放 |利用数については、令和2年 度は新型コロナウイルス感染 屋上保育園開放は大成功とい | 症の影響が顕著であり、2回 に止まった。

令和3年度は利用促進を図る 施策効果を絶えず把握しつつしため、区役所と連携し利用案 内や感染症対策の注意をパン フレットにまとめ保育園施設 連絡会で周知を図った。

> 加えて、新型コロナウイルス 感染症の収束が見えない中 で、適度な運動の必要性が注 目され、また、屋外での運動は 比較的感染のリスクが低いと の考えも明らかになったこと などから、大幅に関心と需要 が高まったものと考えてお り、実施結果(Do)の活動実績 や評価 (Check) の法人コメン トにそうした要因を追記し た。

> 今後に向けても、今回の結果 を踏まえ、適切な指標及び目

標設定のもと、事業を進めて いく必要があると考えている ことから、その旨を改善 (Action)の具体的内容に、追 記した。 公園緑地協会の公 |コロナを言い訳に努力不足で | 努力不足との指摘について 園緑地の運営及び はないか。アフターコロナ時 は、イベント等実施回数につ 健全な利用促進に いて、新型コロナウイルス感 代の公園緑地のもつ価値を再 関する事業につい 定義して考えるべきではない 染症への感染対策の徹底のほ か、世代を超えた市民協働活 カン。 動の拡充にも留意し、できる 限り開催可能なイベント等を 実施したところであり、そう した点を実施結果(Do)や評価 (Check)の指標に対する達成 度の法人コメントに記載し た。 ばら苑の来苑者数について も、コロナ禍の中、安全対策を 十分にして、2年ぶりに春と 秋の開放を行うことができ、 前年度からは2倍超の来苑者 となったことや、コロナ禍で 来苑できない方々には、ホー ムページで園内の様子やばら の紹介、開花情報などを周知 し、市民サービスの向上に努 めたことを、実施結果(Do)や 評価(Check)の法人コメント

に記載した。

アフターコロナの公園緑地の 持つ価値については、改善 (Action) の具体的内容にお いて、市民の憩いの場として 公園緑地の存在が再評価され てきていることに触れている ことから、積極的な広報を行 っていくことを追記した。

公園緑地協会の公 園緑地の運営及び 健全な利用促進に 関する事業につい

Park-PFI、PFI、コンセッショ ンなど、多様な活用が図られ る都市公園。生田緑地のばら 苑及び公園全体として、どの ようなあり方を目指していく のか、明確にする必要がある と考える。

集客装置としての公園緑地に 着目し、民間事業者と連携し 益をあげて、それを公園の維 持管理にあてていく考え方 (南池袋公園などが代表例) をとるのか、公共的・公益的な 価値の実現を目指し、できる 限り効率的な運営を行う考え 方をとるのか。

生田緑地については、平成25 年度から生田緑地全体の広報 や緑地と各文化施設の維持管 理業務等を統合し、指定管理 者制度による横断的な管理運 | 営を行っているが、今後は、ば ら苑を含めた生田緑地全体の 魅力向上の視点も踏まえた、 より効率的、効果的な管理運 商業的なサービスも含めて収 | 営手法のあり方を検討してい く必要があり、生田緑地全体 の整備状況及び周辺まちづく りの取組を踏まえた「生田緑 地ビジョン」の改定を進める とともに、併せて「生田緑地ば ら苑管理・運営整備方針」を令 和5年度に策定予定である。

その判断を行った上で、それ を外郭団体が行う必要がある のか、という判断も必要であ ると考える。

があるのではないかと感じ る。

タイミングを遅らせること で、中途半端な公園運営とな り、トータルコストのロスに つながる。

また、コロナ後の新しい活動 が再開される中で、「出遅れ」 は集客等において致命的なダー討していく。 メージとなる。

外郭団体が実施する必要性に ついては、上記検討の中で例 えば周辺施設との一体管理 (指定管理) が最善であると 他の都市公園も含めて、令和しいう結論に至った場合には、 5年度を目途に公園の位置づ 協会管理に固執する必要はな けに関する仕分けを行う必要┃いと考えている。一方で、現状 のばら苑管理はボランティア を活用し運営しているが、こ れには協

> 会がこれまで築いてきた、ボ ランティアとのネットワーク 等が有用であるとも考えてい ることから、この点も踏まえ て、最善の管理運営方法を検

なお、他の市内都市公園の仕 分け(位置づけ)については、 令和2年度パークマネジメン ト推進方針を策定し、一定の 規模があり、民間事業者の持 つアイデアやノウハウの活用 により、収益性の確保や管理 運営の効率化が見込まれる公 園については、民活導入の検 討対象とすることとしてい る。

学校給食会の成長 徒の健全な食生活 に関わる食育の推 進について

コロナ禍において、GIGAスク 期における児童生┃ール端末を活用した食育の実┃影響により、それまで実施し 施により、多くの成果を得た│てきた学校給食用物資納入業 ことは大変すばらしいことと | 者の協力による出前講座の実 評価する。

> 他の地域へも展開できるよう 努力に敬意を表する。

また、他の団体においても参 考となることから、講演会・研 修会などが実施できるとよい と考える。

新型コロナウイルス感染症の 施が困難な状況となり、その | 代替として、令和3年度は、 な模範的な取組であり、企画・ GIGA 端末を活用した食育講座 実施をされた職員の方々のご |を2校で試行的に実施したと ころである。

> GIGA 端末を活用することで、 給食会の限られたマンパワー の中でも、より多くの児童に 食育の機会を提供することが 可能となることから、今後は、 学校数を増やしながら、児童 の成長期における「食」に関す る知識を高めていけるよう、 市と連携して取組を推進して いく。

本取組は食育の推進に寄与す るためのものであり、同様の 取組を行う法人は想定してお らず、当法人から他団体への 事例紹介までは予定していな いが、本取組において一定の 効果が確認できた場合には、 GIGA端末の活用事例として、 教育委員会内での情報発信に ついて検討していく。

生涯学習財団の寺 子屋先生養成事業 について

コロナ禍にもかかわらず、各 町内会へ直接お知らせを行う え、目標を上回る結果が出た ことはとても素晴らしいと感 じる。

他の団体においても参考とす べき取組であり、財団職員の 方の話を、講演会・研修会など で他の団体関係者へ聞いてい ただく機会を設けることが効 果的であると考える。

| 寺子屋先生養成事業について 施設への広報に加え、一部の一は、従来、市民館などの各施設 で広報を行ってきたところで ことで、新規開拓をなされたしあるが、先生の養成が必要な ことは、職員の方々のご努力 大師小・夢見ヶ崎小などの学 の賜物であり、高く評価する。 区内の町内会へ直接広報を行 そのことで、潜在的な受講生│うことにより、新たな受講生 を受け入れることができ、受 | の確保につなげることができ け入れ人数が増え、先生が増したことから、今後についても、 工夫して事業の実施に努めて いく。

> 団体同士の情報共有について は、類似する取組があれば、そ の実施手法や成果等を共有 し、活動の充実に努めていく。

生涯学習財団の寺 子屋先生養成事業 について

行政サービスコストが目標値┃寺子屋先生養成事業について ト縮減に努めつつ、効果的な┃実施しているところであり、 討すべきではないか。

を超えていることから、コストは、市からの委託事業として 事業展開のあり方について検 | 令和3年度については、寺子 屋先生養成講座の開催回数 が、2期8回分増加したこと により、行政サービスコスト が増加している。

> ただし、過去2年間と比較し て受講者数が1.5倍から2 倍超に増えていること、また、

これに伴い、講座受講者1人 あたりで換算した場合のでも、 サービスコストについて、コンションを 過去2年間と比較できる。 ことがでたがでた状でさる。 そうしたサーメン後に対するともで対するともにのから、の高いを はいても費用対のについる。 にAction)の具体的内容に 記した。

生涯学習財団の生 涯学習に関する学 習機会提供及び活 動支援事業につい 「方向性の具体的内容」でも 示されているように、ポスト コロナを見据えた ICT の活用 は重要である。

また、次期方針で事業参加者 満足度を指標として想定して いる点は評価することができ る。

改善(Action)の方向性の具体的内容に示した、ICTの活用については、かわさき市民アカデミーと協働で実施している「市民アカデミー地域協働講座」をはじめとする各種講座・学級の実施にあたって、対すとオンラインを併用して事業を実施していくことを想定したものである。

また次期方針において、事業 参加者満足度を把握すること で、満足度の高い講座を多く 開講することができるなど、 事業参加者確保に向けた方策 を講じることができると考え ている。 生涯学習財団の生 涯学習に関する学 習機会提供及び活 動支援事業につい て 令和4年度はコロナ対策を取りつつ目標値達成の目処はあるか。

各種講座・学級の実施にあたっては、引き続き、対面とオンラインとの併用で事業を実施するなど、ICTを積極的に活用していくことで、目標値の達成を目指している。

令和4年7月15日時点にお いては、新型コロナウイルス 感染症対策を取りつつ事業を 実施することで、事業参加者 数が延べ 3,400 人程度となる など、順調に実績値を伸ばし ているものの、今後の感染症 拡大状況により、原則オンラ イン実施としていても一部に ついては、対面でしか実施で きない事業もあることから、 市民の安心・安全のために中 止等の判断をせざるを得ない 場合もあると想定している。 また、令和4年度の取組から は、これまで指標としていた 事業参加者数のみならず、事 業参加者満足度を指標として 追加することで、より一層効 果的な事業実施につながるも のと考えている。

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自主財	自主財源の確保及び自律的な	自主財源の確保及び自律的な
源の確保及び自律	事業運営に向けて、目標が達	事業運営の取組についても、
的な事業運営につ	成できていないことの要因	上記施策推進に向けた取組に
いて	は、①利用者、②社会、③財団	連動して、新型コロナウイル
	のどこにあるのか。	スなど社会環境の変化に大き
	それに対して、対策を取り、結	く影響を受けたものであると
	果を出すという責任は、誰が	認識しており、実施結果(Do)
	負っているのか。	や評価 (Check) の指標に対す
	改善の方向性として示されて	る法人コメントに記載がある
	いるものについて、対策毎の	とおり、各施設の利用時間の
	改善見込み(金額)とそれを行	繰り上げのほか、施設利用及
	うための体制、手順、工程を明	びイベント実施において、引
	らかにしてすることが必要で	き続き、利用人数の制限があ
	あると考える。	ったことも影響しているた
		め、その旨を追記した。
		本取組に対する結果責任は、
		経営に関するものであり、当
		財団が負うものと考えている
		が、今後に向けては、施設利用
		料収入等の増収が図られるよ
		う、利用促進策としてのPR
		動画の配信や21ホールの月
		利用制限の見直しの継続を図
		るとともに、浮世絵ギャラリ
		ーのミューザ川崎でのワーク
		ショップブースの出展、同ギ
		ャラリーの観光関係企業等へ

の働きかけのほか、川崎駅周 辺イベントでのグッズ販売、 パラアート事業における文化 庁補助金の獲得、ミューザや パラアートに係る協賛金の募 集など、引き続き自己収入の 増加に向けた取組を継続して いくことを、各改善(Action) の具体的内容の中で整理・補 記した。

各取組のうち、利用促進等を 図るものについては、改善額 を見込むことは難しいもので あるが、パラアート事業にお ける文化庁補助金は、令和4 年度も2,889千円を獲得 し、引き続き、情報収集に努め るとともに、ミューザ協賛金 については、昨年度1,769 千円の収入があったメニュー について、今年度もその獲得 に向けて募集を行っていると ころである。

国際交流センター の自主財源の確保 に向けた取組につ いて

オンラインによる事業展開に 的に検討すべきではないか。

令和3年度におけるオンライ ┃即した収入確保の方策を具体┃ン講座(有料)による対応につ いては、6講座で60回、延べ 1,270 千円の参加料収入があ ったところであり、当該実績 を実施結果(Do)に記載したと

ころである。今後は、コロナ禍 の状況や対象者のニーズ等を 踏まえながら、講演会や各種 講座等について、ZOOM 等を活 用したオンラインによる実施 が円滑に図られるよう環境整 備を行うなど、財源確保に向 けた取組を進めていく旨を改 善(Action)の具体的取組内容 に記載した。

味財産額及び正味 財産収入の増加に ついて

スポーツ協会の正 コロナ対策を取りつつ、正味 財産額の維持や収入の増を図 ることが可能ではないか。ま さに民間スポーツ団体の事例 を参考に経営改善に取り組ま れたい。

スポーツ協会は、令和元年度 決算において、13,285 千円の 赤字があり、赤字の解消が急 | 務であったことから、令和2 | 年度には、赤字が顕著な事業 及び目的を果たし終えた事業 を廃止又は共催事業として他 の団体に移管するなど見直し て、公益目的事業 41 事業を 31 事業に削減するなどの事業の 効率化を図ってきた。

このことにより、令和2年度 は赤字が解消され、正味財産 額が維持できるものと判断し ていたが、新型コロナウイル ス感染症の影響により、多く の事業が中止を余儀なくさ れ、赤字決算の解消には至ら なかった。

		しかしながら、令和3度から
		は回復傾向にあり、かわさき
		多摩川マラソンなど収益が見
		込める事業が実施できれば、
		令和4年度は収支相償とな
		り、正味財産額も維持できる
		ものと考えている。
		収入増については、スポーツ
		協会役員会や民間出身の役員
		を中心に、収入が見込める事
		業の可能性を検討し、ご指摘
		いただいた点も踏まえ、経営
		改善に取組んでいく。
公園緑地協会の経	一般管理費の低減は成り行き	一般管理費の低減は、職員退
費の削減について	に過ぎない。	職による成り行きに過ぎない
		との指摘についてであるが、
		これは残る職員を重点的に取
		り組むべき事業に配置するな
		ど、退職動向に併せて業務の
		スリム化、効率化を進めた結
		果であると考えている。
公園緑地協会の経	職員の不補充により経費が削	職員の不補充による影響につ
費の削減について	減されたということは、目標	いては、当面は残る職員を重
	達成に向けては良いことと考	点的に取り組むべき事業に配
	える。	置するなど、退職動向に併せ
	正職員を不補充としても、業	た業務のスリム化、効率化を
	務執行や運営費の確保、必要	したことにより、必要事業の
	な質の高いサービスの提供に	水準は保たれている。
	影響はないかどうか、組織の	一方で、職員を削減する手法

	あり方とあわせて、検討する	には限界もあり、規模が小さ
	必要があると考える。	くなると新たな取組に挑戦す
		る余力もなくなるという負の
		連鎖が生じかねない。
		今後も協会の事業運営のあり
		方として、現行事業の必要性
		や最善の実施方法、収入確保
		策や支出抑制策の検討と併せ
		て、組織のあり方についても、
		検討していく必要があると考
		える。
生涯学習財団の自	「方向性の具体的内容」で示	改善(Action)の方向性の具体
主財源の増加につ	されているように、受講生確	的内容に示した、アンケート
いて	保のため、市民ニーズを把握	等による市民ニーズの把握に
	することは重要である。アン	ついては、既存の講座受講生
	ケート等に伴うコストを勘案	へのアンケートを想定してい
	しつつ、授業料等収入を増加	るところあるが、潜在的ニー
	させるためのニーズ把握を的	ズの把握も必要と考えている
	確に行う必要があると考え	ことからで、その実施にあた
	る。	っては、御指摘のとおり、アン
		ケート等に伴うコストも同時
		に勘案しつつ、自主財源の増
		加に向けた取組を進めてい
		< ∘
生涯学習財団の自	令和4年度はコロナ対策を取	授業料等収入については、ア
主財源の増加につ	りつつ目標値達成の目処はあ	ンケート等により市民ニーズ
いて	るか。	を把握することで、既存講座
		の見直しや新規講座の開講を
		検討するとともに、施設使用

料収入についても、施設利用 を促すための広報の拡充や、 講座受講修了者への継続的な 施設利用を促すことで、自主 財源増加のための取組を継続 していく。 令和4年6月末時点において は、授業料等収入が約8,100 千円(令和3年度6月末時点 約7,700千円)、施設使用料 収入が約 5,000 千円 (令和3 年度6月末時点約4,300千 円)と順調に実績値を伸ばし ているものの、今後の感染症 拡大状況により左右されるも のと想定している。

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解 特になし

【参考資料】

(1) 委員名簿

(敬和	氏名 你略・五十音順)	役職等
出石	稔	関東学院大学 法学部長・法学部教授
伊藤	正次(会長)	東京都立大学 法学部長
		東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田	幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事
		東洋大学 PPP研究センター リサーチパートナー
		千葉商科大学 准教授
黒石	匡昭	PAパートナーズ株式会社 代表取締役/公認会計士
藤田	由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・第1回委員会 令和4年7月7日(木)WEB会議にて開催
- ・第2回委員会令和4年7月22日(金)WEB会議にて開催